

2009年12月21日

日本社会福祉学会会員各位

日本社会福祉学会
会長 古川 孝順

告 示

日本社会福祉学会では、機関誌『社会福祉学』の電子化を学会に著作権のある42巻1号(2001年発行)より国立情報学研究所電子図書館(NII-ELS) 学術コンテンツ・ポータルにて実施してまいりましたが、このほど電子アーカイブ化の重要性に鑑み、第4回理事会において創刊号から41巻2号までも公開することに決定いたしました。電子アーカイブ化により、機関誌に掲載された論文等が広く読まれるようになることは、研究成果の社会への還元及び後世の研究発展に資するところが大きいと考えます。

電子アーカイブ化にあたっては、日本社会福祉学会が著作権者でなければなりません。『社会福祉学』は第41巻まで、学会に著作権があるとの規定はありません。本来ならば、創刊号にさかのぼって個々の著作者に対して、著作権の譲渡または利用許諾の手続きを直接行うことが必要です。しかし、著作権者数が多数であり、また連絡先が不明の著作権者も少なくないことから、著作権者に対して譲渡または利用許諾の手続きを直接行うとすると、その事務量、費用は膨大なものとなります。

そこで、本学会では、第1巻から41巻の『社会福祉学』の著作物の著作権について、次の手続きで処理することを提案させていただくことにいたしました。

手続きは次のとおりです。

1. 本告示を通して、著作権のうちの「複製権」(著作権法第21条)および「公衆送信権」(同23条)の行使に限り、著作権者から本学会に許諾いただくことを願います。
2. 上記についてご承諾いただけない著作権者またはご遺族等相続に基づく著作権者(以下、合わせて著作権者)については、2010年3月31日までにその旨を、本学会事務局あて連絡いただく。
3. **著作権者により申し出があった著作物については、アーカイブの対象としない。**
4. 申し出のなかった著作物については、承諾いただけたものとして電子アーカイブの作業を進める。
5. 公示期間後に本告示を知り、承諾しない旨の連絡があった場合、当該著作物の公開はその後すみやかに中止する。

会員各位におかれましては、本件についての情報をすでに学会員ではなくなっている方々にも広く伝えてくださいますようご協力をお願いいたします。